※申込をする前に必ずお読みください。

令和９年度
新地町放課後児童クラブ
利用のご案内



児童クラブ名	住　所	電話番号
新地児童クラブ	新地町小川字北原 15 番地の１（新地町児童館）	0244-62-4432
駒ケ嶺児童クラブ	新地町駒ケ嶺字新町前 29 番地の１（駒ケ嶺公民館）	0244-62-2166
福田児童クラブ	新地町大字福田字中里 15 番地の１（勤労青少年ホーム）	0244-62-4542
新地町役場保健福祉課こども家庭係	新地町谷地小屋字樋掛田 30 番地	0244-62-2931

1.放課後児童クラブとは

放課後の時間帯に就労などの理由により保護者が家庭にいない児童の健全な育成を目的として、町内の定められた施設で適切な遊びや生活の指導を行います。

2.対象となる児童

町内の小学校に通学する１年生から６年生までの児童で、保護者等の就労や疾病等の理由により、児童の保育ができない場合に限ります。（要件を満たしていても祖父母や親族などの協力が得られる場合は、ご協力をお願いします。）

3.開所日および開所時間帯について

各児童クラブの開所日および開所時間は次のとおりです。日曜、祝日、お盆期間（８月１３日から１６日）および年末年始（12 月 28日から１月４日）はお休みです。土曜日の利用を希望する場合は新地児童クラブでの集合保育となります。（別途申請が必要となりますので、各児童クラブへご相談ください。）

	開所時間（月―金）	開所時間（土、長期休業日、学校繰替休業日）
新地児童クラブ	下校から午後６時まで	午前８時から午後６時まで
駒ケ嶺児童クラブ		
福田児童クラブ		

※長期休業日…春休み、夏休み、冬休みの長期間の休みのことです。

4.利用期間

利用期間については年度ごと（４月１日から翌年３月 31 日）となっています。次年度も利用を希望する場合は再度申し込みが必要です。

5.費用

利用料は無料ですが、次の費用については保護者負担となります。おやつ代や保険料の日割り計算はいたしませんのでご了承ください。

①おやつ・文具代・・・月２，５００円

※決められた期日（通常は月末から１週間程度の間）までに児童クラブへ直接納入してください。詳しい期日は児童クラブだよりでお知らせしますので、ご確認ください。

②児童健全育成推進財団の保険料・図書代・・・年２，000 円（利用日前までに納付）

（内訳→賠償責任保険料：年 200 円、傷害保険料：年１，620 円、図書代：年 180 円）

※途中入所の方は年 200 円の賠償責任保険料と傷害保険料１か月１５０円（図書代含む）×登録月数分を納めてください。

6.申込に必要な書類

次の必要書類を準備し、役場保健福祉課こども家庭係まで提出してください。

①児童クラブ登録申込書

②状況確認調書

③利用に関する同意書

④留守家庭であることを証明する書類

※児童と同居している家族（父、母、７４歳以下の祖父母、おじ、おば、きょうだい等）の証明書類が必要です。世帯分離や敷地内の別棟での居住、自宅と隣接した場所に祖父母の家がある場合は同一世帯とみなし、証明が必要となりますので、ご注意ください。

保護者等の状況	必要な書類	備考
①就労	就労証明書 （※自営業等の場合は確定申告書等の収入が確認できる書類の提出をお願いすることがあります。）	勤務先から証明を受けてください。 〈注意点〉 ・無収入で就労と認められない場合は対象になりません。（例：ボランティア活動、自家消費のための農業、学校や地区の役員など） ・就労していてもお子さんの下校時刻前に勤務時間が終了し、お子さんの帰宅時間に間に合う場合は登録の対象とはなりません。
②疾病・障がい	①申立書 ②診断書または各種手帳の写し	詳しい状況について、保健福祉課から確認させていただく場合があります。
③介護・看護	①申立書 ②診断書または障害者手帳、介護保険証等の写し	詳しい状況について、保健福祉課から確認させていただく場合があります。
④妊娠・出産	①申立書 ②母子手帳の写し（父母の氏名、予定日がわかるページ）	**産前は出産予定日から起算して８週にあたる日が属する月の１日から産後は８週が経過する日が属する月の月末までが登録期間となります。**
⑤就学	①在学証明書や学生証の写し ②カリキュラム表等の写し	就学していてもお子さんの下校時刻前に授業が終了し、お子さんの帰宅時間に間に合う場合は登録の対象とはなりません。

※求職活動を理由に児童クラブを利用することはできません。就労が決まってから申込をしてください。すでに利用している方で、就労先を退職し、求職活動に入る場合は一旦退所となりますので、速やかに児童クラブまたは保健福祉課までご連絡ください。

7.利用に関するお願い

①利用時間は下校時から保護者の方のお迎えが来るまでです。お仕事が終わりましたら速やかにお迎えをお願いします。

②午後６時までお迎えに来ることができない場合は必ず児童クラブへ連絡をしてください。

③児童クラブを欠席する場合や「一人帰り」の場合は、電話や連絡ノートを活用して必ず児童クラブに連絡をしてください。連絡がない場合、お子さんの安全確認のため電話をすることもあります。

④お迎えがいつもの方と違う場合は、児童クラブへ必ず連絡をしてください。

⑤児童クラブは保護者の方が就労等により家庭にいない留守家庭の児童をお預かりする場所です。保護者や同居する親族の方が休暇等で在宅の場合や育児休業等で在宅している場合は利用できません。家庭での保育にご協力をお願いします。

⑥登録期間中であっても、保護者の退職や就労時間の変更などにより、登録の要件を満たさなくなった場合は登録終了となります。速やかに「登録終了届」の提出をお願いします。

⑦特別な理由がなく、児童クラブの利用が 1 か月以上なかった場合、自宅での保育が可能と判断し、登録終了となります。

⑧悪ふざけや乱暴な行為により、故意に児童クラブの施設や備品等を壊した場合の修理費用は保護者負担となります。

⑨不必要な現金・おもちゃ・ゲーム・お菓子類を持たせないでください。学校で禁止されているものは同様に禁止です。

8.準備物について

〈新 1 年生・初めて利用するお子さん・新 4 年生〉　※新 4 年生のお子さんは①から③のみ。

①ティッシュペーパー：1 箱、②おしぼりタオル（未使用の物）：1 枚、
③フェイスタオル（未使用の物）：1 枚、④麦茶用コップ：1 個（※名前を記入）
⑤シューズ（福田・駒ケ嶺のみ。※体育館遊びで使用します。）
⑥着替え：着替え袋に下着（上下）、季節に応じた衣服（上下）、ハンカチ 2 枚、靴下 2 足、
汚れた物を入れる袋数枚　**（※着替えについては、新 1 年生のみ全員準備。それ以外の学年については各クラブの指示に従ってください。）**

9.届出書について

状況に応じて次の届出書の提出が必要になります。

- 「一人帰りの届出書」・・・保護者の迎えでなく、利用時間の途中に一人で帰る場合。
  自転車通学や兄弟の迎えで帰る場合。
- 「一時外出届出書」・・・クラブから塾や学校のプールへ行き、再度クラブに戻る場合。
- 「児童クラブ終了届」・・・登録期間中にクラブを退所する場合。

10.児童クラブ利用中の体調不良・けがをした場合の対応について

応急処置を行い、保護者の方へご連絡します。また、お子さんが服用する薬を職員が預かることはできません。

11.長期休業中のみの利用および一時利用について

児童クラブを学校の長期休業（夏休み等）に利用したい場合や保護者の入院等により一時的に利用を希望する場合は、その都度お申込みください。

※通常利用と同様に審査があります。

※一時利用の期間については提出された書類をもとに町が決定します。

12.児童クラブ特別利用について

小学校の行事による繰り替え休業日で、平日が１日お休みになる日や給食なしの午前授業の日に普段保育している保護者や祖父母の都合がつかず、留守家庭となる児童をお預かりする制度です。※通常利用と同様に審査があります。詳しくは保健福祉課へお問合せください。

13.児童クラブへの登録が決まったら

①利用する前に児童クラブへ連絡をお願いします。

②決められた日までに保険料の納付をしてください。

③『緊急時連絡カード』を配布します。保護者の連絡先（勤務先・自宅・携帯電話の番号等）を記入して児童クラブへ提出してください。

※就労先や連絡先に変更があった場合は、児童クラブ職員へお知らせください。

④児童クラブの登録が決まったら、「下校後は児童クラブに行く」ことを学校に連絡してください。

⑤児童クラブの生活や遊びのルールを守り、楽しく、仲良く過ごせるようご家庭でもお声掛けをお願いします。

14.緊急時の避難場所について

児童クラブを利用している時に地震などの災害が発生し、避難が必要となった場合の避難場所は下記のとおりです。また、保護者の方には緊急時の連絡手段として一斉メール（eメッセージ）の登録をお願いしています。（登録方法は利用決定後、ご案内します。）

クラブ名	避難場所
新地児童クラブ	新地小学校体育館
駒ケ嶺児童クラブ	駒ケ嶺公民館
福田児童クラブ	福田小学校体育館

15.保護者の皆様へ

児童クラブは、異年齢の子どもたちが生活する場です。そのため、成長とともに大人の指示を拒んだり、反抗的に見える態度を取ったりすることがあります。児童クラブでもお子さんの言動の背景を理解していくよう努めてまいりますので、ご家庭での変化等もお知らせください。

✿児童クラブとご家庭との情報交換を行い、保護者の方が安心して
子育てと仕事ができるよう支援してまいります✿